

広報とうごう広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本町が発行する広報とうごうに掲載する広告の取扱いについて東郷町広告掲載要綱（平成22年6月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報とうごう「情報PICKUP」各ページ最下段とする。また、広告の1枠当たりの面積は、縦50ミリメートル横175ミリメートルもしくは縦50ミリメートル横87.5ミリメートルとする。

- 2 広告の掲載は1広告主について広報とうごう1号につき1枠限りとする。
- 3 広告を掲載する頁及び場所については、町長が決定するものとする。

(掲載期間)

第3条 1件の申込みに係る広告の掲載は3号までとする。

(掲載料金及び納入方法)

第4条 広告の掲載料金は、次表のとおりとする。

掲 載 区 分	掲載料金
1 枠（頁の最下段とし縦50ミリメートル横175ミリメートル）	20,000円
半枠（頁の最下段とし縦50ミリメートル横87.5ミリメートル）	12,000円

- 2 広告主は、前項の掲載料金について当該広告を掲載すべき広報とうごうの発行日から20日前までに、町の発行する納付書により納付するものとする。

(広告掲載の申込)

第5条 広報とうごうに広告を掲載しようとする者は、掲載を希望する広報とうごうの発行日から40日前までに広報とうごう広告掲載申込書（様式第1号）に広報紙広告原稿作成要領により作成した原稿及び本町の町民税の納税証明書を添付して、町長に提出するものとする。

- 2 広報とうごうに広告を掲載しようとする者で、東郷町が町税の納付状況に関する調査を行うことについての同意がある場合は、前項の本町の町民税の納税証明書の添付を要しない。
- 3 町長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載要綱第6条第1項の東郷町広告掲載審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査に付すものとする。

- 2 審査委員会は、広告掲載希望者及び広告内容の審査を行うものとする。
- 3 町長は、審査委員会の審査結果を基に広告掲載の可否を決定し、広報とうごう広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 前項の審査により適合と認められた広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、次の各号の順位により決定する。

なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告
- (2) 民間企業のうち町内に事業所又は事務所を有する法人が行う広告
- (3) 前2号に掲げる広告以外の広告

(広告掲載の取消)

第7条 広告掲載決定通知書により申込者に通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は解除できるものとする。

- (1) 広報とうごうの発行上、重大な変更が生じたとき。
- (2) 広報とうごうの編集上、重大な支障を来したとき。
- (3) 申込者が広告料を納入期限までに納入しないとき。
- (4) 広告内容に虚偽の記載があった場合
- (5) 申込者が刑事罰に処せられた場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の広報とうごう広告掲載要領の規定に基づき作成されている申込書は、改正後の広報とうごう広告掲載要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の広報とうごう広告掲載要領の規定に基づき作成されている申込書は、改正後の広報とうごう広告掲載要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。